

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく都道府県知事による措置（おもなもの）

【緊急事態宣言の発出前】

項目	措置	要請先等
物資及び資材の備蓄等（法第10条）	・医薬品等を備蓄、整備、点検しなければならない ・対策に必要な管理施設・設備を整備、点検しなければならない	
都道府県対策本部の設置（法22条）	政府対策本部が設置されたときは、 都道府県対策本部を設置しなければならない	
都道府県対策本部長の権限（法第24条）	・府域の対策に関する 総合調整 ができる	
	・ 総合調整を行うよう要請 できる	政府対策本部長(内閣総理大臣)
	・ 必要な協力を要請 できる	公私の団体又は個人
医療等の実施の要請（法第31条）	①患者に対する 医療を行うよう要請 できる ② 特定接種の実施 に関し 必要な要請 ができる ③上記①②に応じないとき、 指示 できる	①②③とも 医療関係者

【緊急事態宣言の発出後】

項目	措置	要請先等
都道府県対策本部長の指示（法第33条）	総合調整に基づく措置が実施されない場合 で、特に必要があると認める場合、 必要な指示 ができる	市町村長、 指定公共機関（日銀、日本赤十字、 医師会、医療・医薬品等製造販売、電 気・ガス、輸送、通信事業者等）、 指定地方公共機関（府内の医療 関係機関、医療機関、医薬品等卸販 売業者、ガス事業者、貨物運送事業者 等）

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく都道府県知事による措置（おもなもの）

【緊急事態宣言の発出後】

項目	措置	要請先等
感染を防止するための協力要請等 (法第45条)	<p>居宅から外出しないことの要請が可能</p> <p>施設の使用（催物の開催）の制限・停止の要請が可能</p> <p>⇒要請に応じないときで、知事が必要があると認めるときは、指示が可能</p> <p>⇒知事が要請・指示をしたときは、その旨を公表 （個別施設名を公表）</p>	<p>住民</p> <p>積極的に制限を行う施設※1</p> <p>柔軟に対応する施設※2 (協力要請→使用制限要請)</p> <p>※1、2 具体的な運用は、国によるガイドラインによる</p>
臨時医療施設開設 (法第48条、第49条)	<p>医療機関が不足し、医療の提供に支障が生ずると認める場合は、臨時の医療施設において医療を提供しなければならない</p> <p>所有者及び占有者の同意を得て土地・家屋・物資の使用が可能</p> <p>⇒所有者等が同意をしないとき（同意を求めることができないとき）で、知事が特に必要があると認めるときは、同意を得ないで使用が可能</p>	<p>建築物の床面積の合計が1,000m²を超えるもの ※</p> <p>大学・専修学校・各種学校、劇場・観覧場・映画館・演芸場、集会場・公会堂、展示場、百貨店・マーケット、ホテル・旅館、体育館・水泳場・ボーリング場・遊技場、博物館・美術館・図書館、キャバレー・ナイトクラブ・ダンスホール、理髪店・質屋・貸衣装屋、自動車教習所・学習塾</p> <p>※1,000m²未満でも、厚労大臣が定めるものを含む</p>

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく都道府県知事による措置（おもなもの）

【緊急事態宣言の発出後】

項目	措置	要請先等
物資及び資材の供給の要請（法第50条）	必要な物資又は資材の 供給についての要請が可能	国の省庁、地方機関
緊急物資の運送（法第54条）	必要な物資又は資材の 運送 、医薬品等の 配送についての要請が可能 ⇒要請に応じないとき、 運送・配送の指示が可能	鉄道事業者、運送事業者、医薬品等販売事業者等
物資の売渡しの要請（法第55条）	特定物資（医薬品、食品等）について、 売渡しの要請が可能 ⇒要請に応じないとき、 物資の収用が可能 ⇒物資の 保管を命ずることが可能	所有者 生産、販売、輸送等を行う者
埋葬及び火葬の特例（法第56条）	埋葬または火葬が困難な場合、厚労大臣の定めるところにより、 埋葬又は火葬を行わなければならない	
生活関連物資等の価格の安定（法第59条）	生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する調査、 監視の措置を行わなければならない	
立入検査（法第72条）	土地使用、物資収用、物資保管のために必要があるときは、 立入り、検査させることが可能	